第十条第一号中「金融商品取引業者」を「第一種金融商品取引業者」に改める。

第十二条第四号中「第六条の二第一項第一号から第三号まで、第十一号及び第十二号」を「第七条第一項第二号から第六号まで」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同条第六号中「第六条の二第一項第十五号」を「第七条第一項第十六号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　第七条第一項第十三号に掲げる買付け等をする場合

第十三条第一項に次の二号を加える。

三　剰余金の配当又は金銭の分配（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十七条第一項に規定する金銭の分配をいう。）

四　当該公開買付けに係る株券等の受渡しその他の決済を行う日より前の日を基準日（会社法第百二十四条第一項に規定する基準日若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の三第二項に規定する基準日又は外国の法令におけるこれらに相当する日をいう。）として前三号に掲げる行為を行う旨の決定

第十三条第二項第二号に次のように加える。

ハ　第十四条第一項各号に掲げる事情が生じた場合において、内閣府令で定めるところにより、買付け等の期間を第八条第一項に定める期間を超えて延長しても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして金融庁長官の承認を受けたとき　当該承認に係る期間

第十四条第一項中「第二十七条の十一第一項」を「第二十七条の十一第一項ただし書」に、「政令で定めるもの」を「政令で定める事情」に改め、同条第二項中「第二十七条の十一第一項」を「第二十七条の十一第一項ただし書」に改める。

第十四条の三の三第三項中「買付け等の価格（法第二十七条の二十二の二第二項」を「買付け等の価格（同条第二項」に、「以下この節において同じ。）は」を「）は、当該上場株券等の種類及び内容に応じ」に改める。

第十四条の三の五第一号中「金融商品取引業者」を「第一種金融商品取引業者」に改める。

第十四条の三の八第三号を削る。

第十四条の三の十一第一項の表第二十七条の十二の項中欄中「第二十七条の二十一第一項及び第二項」を「第二十七条の二十一第一項第二号及び第二項第二号」に改め、同項下欄中「第二十七条の二十一第一項」を「第二十七条の二十一第一項第二号」に改める。

第十四条の六の見出し中「準ずる者」を「準ずる者等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第二十七条の二十三第三項第三号に規定する政令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

一　株券等に係るデリバティブ取引の相手方から当該株券等の発行者が発行する株券等を取得する目的

二　株券等の発行者に対して当該発行者が発行する株券等に係るデリバティブ取引に係る権利を有することを示して法第二十七条の二十六第一項に規定する重要提案行為等を行う目的

三　株券等に係るデリバティブ取引の相手方が保有する議決権（当該株券等の発行者が発行する株券等に係るものに限る。）の行使に影響を及ぼす目的

第十四条の六の二の次に次の一条を加える。

（個別の権利行使ごとの合意）

第十四条の六の三　法第二十七条の二十三第五項第三号に規定する政令で定める合意は、株券等の保有者が当該株券等の発行者が発行する株券等の他の保有者との間で当該発行者の株主総会又は投資主総会ごとにする合意であつて、合意の対象とする当該発行者の株主総会又は投資主総会の議案を他の議案と明確に区別できるよう特定し、かつ、当該議案に対する賛否を定めて、当該保有者及び他の保有者が当該議案について共同して議決権を行使することを内容とするものとする。

第十四条の七第一項第一号を削り、同項第二号中「議決権の」及び「超える」の下に「数の」を加え、「含む。以下この条」を「含む。次項」に、「者（以下この条」を「者（次号及び同項」に、「会社（以下この条」を「会社（同号及び同項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「議決権の」及び「超える」の下に「数の」を加え、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項第二号及び前二項」を「第一項第一号及び前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十四条の八の二第一項中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、同項第三号を次のように改める。

三　代表取締役若しくは代表執行役の選定若しくは解職又は執行役員の選任若しくは解任（次号に該当するものを除く。）

第十四条の八の二第一項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　特定の者の役員への選任

第十四条の八の二第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第十七条の十二第二項第四号中「（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）」を削る。

第四十条第一項第四号中「第四条の二の四第三項」の下に「並びに第十三条第二項第二号ハ」を加える。

第四十五条第二号中「第百九十七条の二第一号」を「第百九十七条の二第一項第一号」に改める。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「第百九十七条の二第十三号」を「第百九十七条の二第一項第十三号」に改める。

一　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十五条第二項第十一号

二　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）第五条第十一号

（特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正）

第三条　特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十三号及び第二項第十三号中「第百九十七条の二」を「第百九十七条の二第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月一日）から施行する。ただし、第一条中金融商品取引法施行令第十四条、第十四条の三の八及び第十四条の三の十一第一項の改正規定は、公布の日から施行する。